

岐阜県公報

第 二 千 二 十 二 号
平 成 二 十 一 年 二 月 十 日

(火曜日)

指定自立支援医療機関の指定

(身体障害者更生相談所)

九八

目次

収用委員会規則

岐阜県収用委員会の所管する手続等に係る岐阜県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則を廃止する規則

(収用委員会) 九四^{ページ}

告示

保安林に指定する予定である旨の通知

(治山課) 九四

道路の区域変更

(道路維持課) 九四

道路の供用開始

(同) 九五

議会告示

岐阜県議会の所管する手続等に係る岐阜県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の廃止

(議会総務課) 九六

労働委員会告示

岐阜県労働委員会の所管する手続等に係る岐阜県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の廃止

(労働委員会) 九六

公示

保安林に指定する予定である旨の通知

(治山課) 九七

建設業者の営業所不確知

(建設政策課) 九七

総合財務会計システム運用委託業務及び機器更新・維持管理業務の仕様書案に対する意見招請に関する公告

(出納管理課) 九七

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる
ときは翌日)

平成二十一年二月十日

収用委員会規則

岐阜県収用委員会の所管する手続等に係る岐阜県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十一年二月十日

岐阜県収用委員会

会長 端元博保

岐阜県収用委員会規則第一号

岐阜県収用委員会の所管する手続等に係る岐阜県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則を廃止する規則

岐阜県収用委員会の所管する手続等に係る岐阜県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成十六年岐阜県収用委員会規則第二号）は、廃止する。

附則

この規則は、平成二十一年二月十六日から施行する。

告示

岐阜県告示第百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年二月十日

岐阜県知事 古田肇

一 保安林予定森林の所在場所

本巣市根尾松田字西村六二八の一、六二八の三、六二八の四、六二八の二〇、六二八の二一、六二九、六三〇の一、六三〇の二、六三一の一、六三一、六三三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び本巣市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第百二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十一年二月十日から二週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年二月十日

岐阜県知事 古田肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更前後	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
			別前	ル(メートル)	ル(メートル)	

郡上市大和町内ケ谷字出	会二一九番三〇地先から	郡上市大和町内ケ谷字出	A	四・〇	五・〇	DC A B
同市同町同字同	一一九番一〇七地先まで	同市同町同字同		四・〇	五・〇	関係図面を
郡上市大和町内ケ谷字出	会二一九番一〇七地先	郡上市大和町内ケ谷字出	前B	四・五	三・〇	敷地表示の
内				三・八	三・〇	区分を
						白山内

次のように変更したので告示する。
 なお、その関係図面は、平成二十一年二月十日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年二月十日

岐阜県知事 古田 肇

道の種類	路線名	区	間	区域変更前後	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
県道	下明智線	恵那市串原字下大平四一 四一番二地先から 同市同字同 八五番一地先まで	四一	前 A 後 B	四・四 三・〇 三・〇	二〇〇・〇 一八五・〇 一八五・〇	A及びBに係る図面に於ける敷地面積の区分

岐阜県告示第百六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十一年二月十日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年二月十日

岐阜県知事 古田 肇

道の種類	路線名	区	間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域又は決定の年月日又は変更の告示か)

一般国道	四百七十一号	高山市上宝町葛山字平岩六一番一地先地内	四・三	平成 三・二・一〇	平成 二〇・二・八
------	--------	---------------------	-----	--------------	--------------

議会告示

岐阜県議会告示第一号

岐阜県議会の所管する手続等に係る岐阜県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程(平成十六年岐阜県議会告示第二号)は、平成二十一年二月十六日から廃止する。

平成二十一年二月十日

岐阜県議会議長 玉田 和 浩

労働委員会告示

岐阜県労働委員会告示第一号

岐阜県労働委員会の所管する手続等に係る岐阜県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程(平成十六年岐阜県地方労働委員会告示第一号)は、平成二十一年二月十六日から廃止する。

平成二十一年二月十日

岐阜県労働委員会

会長 杉山 錫 吾

公 示

保安林に指定する予定である旨の通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定による通知について、通知の相手方の所在が不明であるので、その要旨等を同法第百八十九条の規定により次のとおり公示する。

なお、当該通知は、平成二十一年二月十日から十四日間本県市役所掲示場において掲示する。

平成二十一年二月十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林

(一) 所在場所

本県市根尾松田字西村六二八の一、六二八の三、六二九、六三〇の一

(二) 登記簿上の抵当権者の住所及び氏名

岐阜市昭和町二丁目五番地 各務 安定

二 森林法第三十条の規定による告示

(一) 告示した日

平成二十一年二月十日

(二) 告示の題名及び番号

保安林に指定する予定である旨の通知（平成二十一年岐阜県告示第百号）

三 関係書類の閲覧場所

岐阜県林政部治山課及び本県市役所

建設業者の営業所不確知

次の建設業者の営業所の所在地が確知できないので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条の二第一項の規定により、次のとおり公告する。

なお、この公告の日から三十日を経過しても当該建設業者から岐阜県県土整備部建設政策課に申出がないときは、当該建設業者の許可を取り消すことがある。

平成二十一年二月十日

岐阜県知事 古 田 肇

商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可番号	許可年月日
名岐設備工業有限会社	代表取締役 安田 重樹	岐阜市蔵前五丁目二四番二号	般十六一四八三二	平成十七年一月六日
河上塗装有限公司	代表取締役 河上 路雄	岐阜市六条福寿町七番一三	般十七一五四一六	平成十七年十二月四日
株式会社クリエィンズ	代表取締役 田口 洋男	本県郡北方町長谷川西三丁目七四番地の一	般十六一〇一四三八	平成十六年十一月十一日
株式会社幸栄建設株式会社	代表取締役 岩崎 憲司	大垣市御殿町二丁目一〇番地	般十八〇〇〇四五	平成十八年八月二十七日
株式会社寺井工務店	代表取締役 寺井 和平	揖斐郡揖斐川町東津汲九八八番地の一	般十八一四三五一	平成十八年十月二十五日

総合財務会計システム運用委託業務及び機器更新・維持管理業務の仕様書案に対する意見招請に関する公告

総合財務会計システム運用委託業務及び機器更新・維持管理業務について仕様書案の作成が完了したので、次のとおり仕様書案に対する意見を招請します。

平成二十一年二月十日

岐阜県知事 古 田 肇

1 調達役務の名称及び数量 総合財務会計システム運用委託業務及び機器更新・維持管理業務 一式

2 意見の提出方法

(1) 提出期限 平成21年3月12日（木）午後5時15分（郵送の場合は必着のこと。）

(2) 提出先 〒500 8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号

岐阜県出納事務局出納管理課総合財務担当

電話 058-272-1111 内線3228

(3) 提出方法 仕様書案とともに交付する様式(仕様書案に対する意見書)に意見等を記入し、2の②まで持参又は郵送により提出すること。

3 仕様書案の交付期間及び交付場所

(1) 交付期間 平成21年2月10日(火)から平成21年3月12日(木)までの毎日(県の機関の休日を除く。)午前8時30分から午後5時15分まで
(2) 交付場所 2の②に同じ。

4 意見招請に関する事務を担当する部局 2の②に同じ。

5 Summary

(1) Subject of the materials to be put forward for comment*:

Operation, maintenance and replacement of equipment for the Finance and Accounting System

(2) Date, time and place for the distribution of materials for comment:

Every day from 8:30 a.m. to 5:15 p.m. from 10 February 2009 through 12 March 2009 (excluding weekends and national holidays) at the

Financial Affairs Section, Accounting Management Division, Department of Treasury Bureau, Gifu Prefectural Government (see (4) below).

(3) Deadline for the submission of amendments and additions to the materials for comment: 5:15 p.m., 12 March 2009.
(Amendments and additions submitted by mail must be received by 5:15 p.m., 12 March 2009.)

(4) For further information, please contact:

Financial Affairs Section, Accounting Management Division, Department of Treasury Bureau, Gifu Prefectural Government

2-1-1 Yabuta-minami, Gifu City, Gifu Prefecture, 500-8570

Tel: 058-272-1111 Ext. 3228

*Bids and tenders may or may not be called for depending on the opinions and comments received.

指定自立支援医療機関の指定

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十一年二月十日

岐阜県知事 古 田 肇

育成医療・更生医療に係るもの
(病院又は診療所)

名称	所在地	自立支援医療を担当する診療科名	担当しようとする医療の種類	自立支援医療の種類	年指定月日
美濃市立美濃病院	美濃市中央四三	内科	腎臓	育成・更生	平成二一・二・一
同	同	整形外科	整形外科	同	同

(薬局)

名称	所在地	自立支援医療の種類	年指定月日
ホップ芝原薬局	本巣郡北方町芝原東三五一	育成・更生	平成二一・二・一
ジップドラッグ川島薬局	各務原市川島松原町字山神前四〇二一	同	同

平成二十一年二月十日印刷
平成二十一年二月十日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県岐阜市

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三一 飯尾
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三一 岐阜文芸社
定価 一か年 四八、〇〇〇円(送料共)(消費税二二八六円を含む。)